

御客様による旅行契約の解除（取消料のかかる場合）

1. 御客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。尚、契約解除の連絡は、平日（月曜日～金曜日）の午前9時～午後5時内でお受け致します。但し、次の場合は返金いたしません。当社研究会の主催するクリニックにおいて、当該研究会に入会中のお客様が欠席する場合。

旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書

区 分	取 消 料
旅行開始日の前日から 起算して11日前まで	いたしません。
旅行開始日の前日から 起算して10日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は 無連絡不参加	旅行代金の100%

*取消料の対象となる旅行代金とは、パンフレット等に記載した旅行代金に、追加代金のある場合は追加代金を加えた合計金額です。

御客様による旅行契約の解除（取消料のかからない場合）

2. 下記の場合は、取消料はいたしません。

①旅行契約内容に下記に例示するような重要な変更が行われた場合

- ・旅行開始日又は終了日の変更
- ・訪問する企業、施設その他旅行の目的地の変更
- ・運送機関の種類の変更又は会社名の変更
- ・運送機関の種類、名称、設備及び等級のより低いものへの変更

②旅行代金が増額された場合

③当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となった場合

当社による旅行契約の解除

3. ①御客様が旅行代金を支払われないとき又は旅行日当日に集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社が定める解除期日相当のお取消料と同額の違約金をお支払頂きます。

②下記の場合、当社は御客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- ・申込条件に適合しないとき
- ・御客様が病気や、必要な介助者の不在等により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき
- ・御客様が他の御客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき
- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
- ・その他パンフレット等に記載する解除事由が生じたとき